

各支部長様

兵庫県職員労働組合
中央執行委員長 土取 節夫

再就職・再任用希望調査の実施について

連日のご健闘に対し心より敬意を表します。

さて、人事課より令和6年度中に60歳に達する職員や、定年等による退職予定者の退職後の再就職に関する希望調査及び再任用に係る意向調査の実施について説明がありましたので報告します。

昨年度から設問にはほぼ変更点はありませんが、希望調査にあたっては、丁寧な説明及び該当者の希望尊重、希望者全員の任用等を求めていきますので、何か問題があれば、本部まで連絡をお願いします。

記

1. 当局からの主な説明

令和6年度中に60歳に達する職員や、定年による退職予定者及び現再任用者について、令和7年度の希望調査を実施する。また、準退職者(※)については、本人から照会があった場合等に個別に対応する。

例年、今後の採用計画事務の参考とするため、令和7年度中に60歳に達する職員等に対する、現時点における令和8年度以降の勤務に関する意思確認について同日に実施する。

(※)準退職：定年前退職者のうち、勤続25年以上で退職した者であって、退職後5年間を経過する日までの間にある者

2. やりとり

組合) 定年引上げに伴い、60歳に達する職員の勤務選択の希望調査が実施されるが、対象者には事前説明が行われるのか。

当局) 今年の6月及び7月に「60歳以降の働き方と生活設計研修」を実施するなど、職員が働き方を選択するために必要となる情報提供は丁寧に行ってきましたが、個別に問い合わせがあった場合は丁寧な対応に努める。

組合) 調査への回答後に職員の意思が変わった場合、いつまで変更は可能か。

当局) 12月末までをめどにお願いしたい。

組合) 定年前再任用短時間勤務の選考結果はいつになるのか。

当局) 暫定再任用職員と同様の予定である。

組合) 雇用の可否の判断基準を教えてもらいたい。

当局) 再任用の雇用の可否の判断基準については、従前の勤務実績等に基づく選考により実施することとしている。

組合) ①電子申請システムを活用した希望調査や、②再任用の身体検査の取扱いに変更はないか。

当局) 取扱いに変更はない。

組合) 身体検査の結果に関わらず、雇用希望者全員の任用を行ってもらいたい。

当局) 身体検査の結果により、雇用の可否を決めるものではなく、就労上の配慮が必要か判断するものである。

組合) 勤務時間の選択について、交渉確認事項である「30時間の週4日勤務」等の弾力的運用の取扱いに変更はないか。

当局) 取扱いに変更はない。勤務時間の弾力的運用については、配属先の所属長の判断となり、その運用については配置後の対応となるが、事前に希望を伝えておく必要がある場合

は、電子申請において「その他希望事項」に、「週4日勤務希望」と入力してもらうこととしている。

組合) 対象者には、所属から丁寧に説明するよう周知していただきたい。

当局) 丁寧に説明するよう周知する。